

## 別紙4

### 採択権限を明示する法令は存在しない

#### 1、地教行法第23条6号は、採択権限の「根拠法令」にはなり得ない

教科書の採択権限を明示した「根拠法令」は存在していない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条6号は、「教科書その他の教材の取り扱いに関すること」とあり、地教行法第23条は、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」とある。つまり、「教科書その他の教材の取り扱いに関することを」「管理し、執行する」としているだけであり、「教科書の取り扱い」の「管理、執行」主体だとしているだけで教科書選定一採択の執行主体であるとは全く言っていないのである。まして採択する権限についてなど全く記されていない。

#### 2、その他の採択権限の「根拠法令」も存在しない

教育委員会設置の根拠法である地方自治法においても、やはり、「教育委員会は・・・教科書その他の教材の取り扱い・・・に関する事務を行い」（第18条の8）とされているだけである。

文科省は、採択の根拠法令として、教科書の発行に関する臨時措置法（以下「発行法」という。）第7条第1項（市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない）を上げている。しかしながらこの条文から、文科省が採択権限の根拠法令としている文科省の解釈について、その勝手解釈の問題点を具体的に論証するまでなく、これを根拠法令とするにはあまりにも無理があり、根拠法令とはなり得ない。

#### 3、「採択権限」の「根拠法令」が存在し得ない理由

明治にはじまる日本近代国家は、天皇制軍国主義の中央集権国家として富国強兵を国家政策とし、天皇が統治権の総攬者となり、同時に統帥権の保持者とした。また、皇祖皇宗の遺訓にもとづく道徳の権威の体現者でもあった。この

天皇制軍国主義国家は、大日本帝国憲法と教育勅語および軍人勅諭をその精神的な支柱とし、国家が教育を完全に支配し、その教育の中心課題も、教育勅語を中心として国民に帝国臣民としての自覚を与え、忠君愛国の精神を植えつけることであった。こうして、学校教育は、教育勅語に基づく国定教科書を通して、天皇のために命を捧げる子どもたちを育成する場と化していた。このような教育を通して、国民をあの忌まわしい侵略戦争に動員して行ったのである。このような教育を実際に全国津々浦々で担ったのが、一般行政官である知事や市町村長であった。

戦後教育の教育方針を示した教育基本法成立直後に、その立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにした『教育基本法の解説』は、第10条についての記述の中で、戦前教育の精神及び制度について、次のように述べている。

「教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は国家主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。更に、地方教育制度は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。このような教育行政が行なわれるところには、はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることはきわめて困難であった。」（文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』126～127P）

このような反省に立ち、戦後教育は、まず、軍国主義を排除し、国家の教育への介入を排除するための制度的保障として、教育の地方分権を図り、地方自治体に教育委員会を設置し、教育行政の民主化と教育の自主制を確保し、何にもまして平和教育を目指した。

その教育の中心として学校教育があり、その学校教育における重要な位置にある教科書は、国家が支配統制する国定制度を廃し、検定制度となった。それに伴い複数ある教科書の中から使用する教科書を選ぶという採択手続きが行われるようになった。そのことを文部省が当時作成した『教育委員会法のしおり』（以下『しおり』という。）に次のように説明している。

「今までは、……。学校でどんなことを教え、どんな教科書を使うのかは、文部大臣がきめていましたが、これからは、これらのことは、国の法律で基準をきめて、あとはこの委員会で、その基準に従って、その地方の実情や特徴を考えてきめるのです。ただ、教科書の検定は、都道府県の委員会で

まとめて行い、地方委員会が、その圏内で必要な教科書を選択します。」(『しおり』、編集代表浪本勝年『教育委員“準公選運動の展開”』テイデル研究所、57頁)

そして、さらに次のように述べている。

「教科内容の決定や教科書の選択などについては、現職の学校の先生が、教育長を中心にしてその相談に参加します。」(『しおり』、同、58頁)

このように、当初は、学級・学校単位で担当の教員などが中心になって使用する教科書を決めていた。

ところが、義務教育の教科書の無償化とセットで教科書の「準国定化」を推進する目的の広域採択制度となる義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律を、2度の継続審議を経て1963年末に強行成立した。このとき、文部省幹部が自民党総務会にだした次の極秘文章に、同法によって導入しようとした広域採択制度の意図が明確に示されている。

「義務教育教科書については、国定化の論もあるが、現在検定は学習指導要領の基準に則り厳格に実施されているので、内容面においては実質的に国定と同一である。……。今後企業の許可制の実施及び広域採択方式整備のための行政指導を行えば、国定にしなくても5種類程度に統一される見込みであるので、国定の長所を取り入れることは現制度においてもかのものである。」(文部省「教科書無償給与実施要綱案」。『最良の「教科書」を求めて』子どもと教科書全国ネット21編著、34頁)

広域採択制度(全国を1市2郡程度の規模に分け、採択地区内では、同一教科書を採択することを課している)によって、これまでのように教員などが中心となり使用する教科書を決めることが困難となった。しかしながら、「教育行政が教育内容の面にまで立ち入った」、「地方教育行政は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏(職員)によって指導せられ」て、「はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることが極めて困難であった」と、先に引用した『教育基本法の解説』(1947年)の反省は、広域採択制度の導入にもかかわらず生き残り、この採択制度の原理として反映されている。

具体的なその保障措置として、地方自治法を根拠法とする都道府県の附属機関として、教育委員会の諮問機関として、教科用図書選定審議会を設置した日

的を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案の作成に携わった諸沢正道文部省初等中等教育局教科書課長による同法11条の解説として次のように述べている。

「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。……したがって、採択にあたっては、教育専門的判断、教育計画その他の長期的な展望に立つ行政的判断、あるいは採択の不公平を排除するための公正かつ客観的な判断が必要である。……このため、公平な広く高い立場に立って判断するとともに、教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。都道府県の教育委員会の附属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」(『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』文部省初等中等教育局教科書課長 諸沢正道著 144頁～145頁)

この趣旨に基づき教科用図書選定審議会の下で、教員による調査員が教科書の調査研究し、この報告資料に基づいて教科用図書選定資料を作成し、これを採択の際の参考資料とすることを無償措置法第11条で定め、また、都道府県にある市町村教育委員会においても、独自で教員らが教科書を調査研究し、採択資料を作成し、この資料を基に慣例的(法定化されていない)に使用する教科書を決めてきた。

以上のように、戦前の反省が、採択制度にも色濃く残り、再び国家等による教育へ介入を防ぎ、採択権限においても、教育委員会の委員の個人的な判断で教科書を決める権限の明記を防ぎ、「採択権限」の「根拠法令」が存在しないのである。つまり、逆説に言えば、教育委員会には、採択権限がないのである。

## 結語

つまり、教育委員らは、教員らが調査研究し、それを基に採択協議会で選定し答申(報告)した教科書を決裁することが前提になっているのであり、委員らの個人的な判断で教科書を決める権限もそのための資格条件もないのである。

以上